



都道府県労働局

はじめに

都道府県労働局の役割は、国民の生活の安定と、経済・社会の発展を図るため、地域における労働行政の総合的機関として、雇用の安定や男女ともに健康で働きやすい職場の実現などを目指すことです。

この役割を果たすため、都道府県労働局は、「労働分野の専門家集団」として、仕事を探される方や仕事でお困りの方、人材を必要とする企業等に日々接し、求められるサービスの提供に努めています。

都道府県労働局の果たす責任は大変重いものですが、その分やりがいがあり、また、関連する様々な業務を経験し、「労働分野の専門家（プロフェッショナル）」として、自らの可能性を磨くことができる職場です。

行政を目指す皆さんには、是非、都道府県労働局に来ていただきたいと思います。そして、熱意ある皆さんと一緒に仕事ができることを楽しみにしています。

I 都道府県労働局の概要

- (1) 都道府県労働局とは 1
- (2) 入省後のキャリアパス 2
- キャリアパスの例 3

II 先輩からのメッセージ&業務説明

- (1) トップインタビュー 4
- (2) ワーク・ライフ・バランス 5
- (3) 職員の声と、業務の詳細①～⑩ 6

- ▶ よくある質問（Q&A） 17
- ▶ 採用に関する問い合わせ先 18

I 都道府県労働局の概要

(1) 都道府県労働局とは

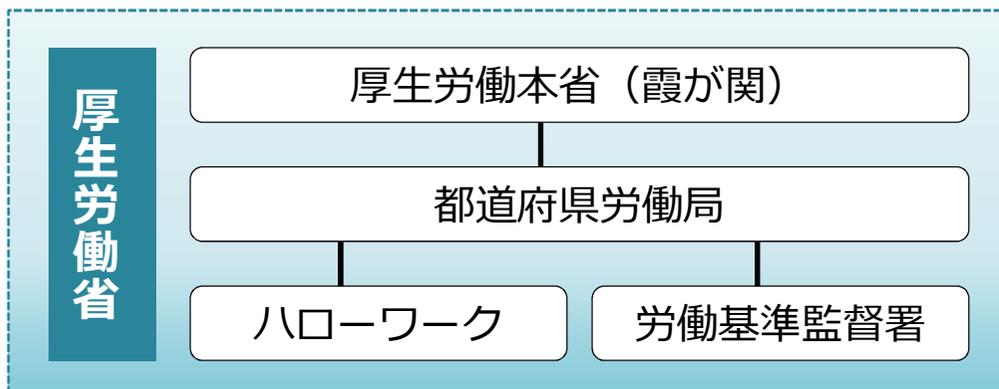
都道府県労働局は、働く人のための、

- ・ 仕事の確保 (職業安定セクション)
- ・ 働き方改革 (雇用環境・均等セクション)
- ・ 労働条件の確保 (労働基準セクション)
- ・ 職業能力の向上 (人材開発セクション)

など、「働く」ということに関連する様々なセクションを、総合的・一元的に運営しながら、地域に密着した労働行政を担うことを目的とした、厚生労働省の地方機関です。

地域の総合労働行政機関として、仕事を探している人、働く人、事業を行っている人などと広く接し、様々な相談に対応したり、課題の解決に取り組んだりしています。

また、都道府県労働局の各セクションは、直接働く方を支援する第一線機関を有しており、職業安定・人材開発セクションの第一線機関である「ハローワーク」、労働基準セクションの第一線機関である「労働基準監督署」があります。



職業安定セクション

全ての人々が、その能力を最大限に発揮して働けるようにするとともに、人材を求める企業のニーズに応えることなどを目的とするセクションです。

求職者と求人者を結びつける職業相談・職業紹介、労働者が失業した場合の失業等給付の支給、障害者・高齢者などの就職促進などの業務を行っています。

雇用環境・均等セクション

労働者が働きやすい雇用環境を実現するため、「働き方改革」と「女性活躍の推進」の一体的な取組の支援や、安心して働くことができる職場環境整備の推進を目的とするセクションです。

法律、制度の周知、事業主への指導、相談受付、紛争解決援助などを行っています。

労働基準セクション

労働条件の向上、労働者の安全と健康の確保を図ることを目的とするセクションです。

労働者災害補償保険制度の運営や労働保険料の徴収などの業務を行うとともに、長時間労働の抑制、賃金の確実な支払い、不適切な解雇の防止、労働災害の防止などを推進しています。

人材開発セクション

全ての人々が能力を高め、各々に適した仕事に就けるよう支援することを目的とするセクションです。

職業能力の開発・向上に向けた支援を通じて、働く人の未来への挑戦にしっかり寄り添うことで、すべての人が持てる能力を存分に発揮し、いきいきと働くことのできる社会の実現を目指します。

(2) 入省後のキャリアパス ～ キャリアパスの選択 ～

都道府県労働局の事務官には2つのキャリアパスがあり、入省時に選択することができます（次ページ参照）。

① ハローワークや労働局における 労働者の職業の安定、働き方改革関係業務を中心としたキャリアパス

次ページの該当例

A-1 A-2

- ・ ハローワーク（**公共職業安定所**）や労働局において、職業相談・紹介業務、雇用保険業務、雇用対策業務等や働き方改革推進のための企業指導、相談等の多彩な業務を担当していただきます（**職業安定**、**人材開発**、**雇用環境・均等**セクションに配属されます）。
- ・ 業務が非常に広範なため、入省後はできるだけ多くの異なる業務に就いていただき、係長・専門官等の中堅職員以後は、本人の適性や希望に応じて、各業務のスペシャリストに成長していただくことを期待しています。
- ・ 最終的には幹部職員としてハローワークや労働局の運営に携わっていただきます。

※ 原則として、係員、主任、係長、専門官、指導官の間は、総務部（労働保険徴収部課室を含む。）、雇用環境・均等部（室）、職業安定部、需給調整事業部課室、公共職業安定所に配置され、雇用保険業務（適用・給付）、管理業務、労働保険適用徴収業務、職業紹介業務（職業相談・求人受理）、雇用環境・均等業務を幅広く経験することになり、A-1とA-2どちらかのキャリアパスが選べるわけではありません。

② 労働基準監督署や労働局における 労働者災害補償保険（労災保険）関係業務を中心としたキャリアパス

次ページの該当例

B

- ・ 労働基準監督署や労働局において労災保険を支給するための審査、調査、労災認定の対応や労働保険の適用・徴収を担当していただきます（**労働基準**、**雇用環境・均等**セクションに配属されます）。
- ・ 入省後早い時期には、労働基準監督署における第一線の窓口業務を中心とする業務を経験後、管内監督署の業務を統括する労働局の業務も含めて経験していただき、労災補償や労働保険の適用徴収業務のスペシャリストとなっただけいただくことを期待しています。なお、本人の適性や希望に応じて、最低賃金に関する業務や働き方改革推進関連業務に従事していただくこともあります。
- ・ 最終的には、幹部職員として労働基準監督署や労働局の運営に携わっていただきます。

※ 監督係長・専門官職、労働局主任・係長、監督署課長、労働局専門官職・課室長補佐の間は、監督署や労働局労働基準部以外に労働局総務部、雇用環境・均等部（室）で勤務することもあります。

キャリアパスの例

※これは一例のイメージであり、実際は本人の勤務成績・適性、希望などにより個々異なります。

入省

多くの業務を幅広く経験し
基礎を形成していく期間

専門性を形成していく期間

マネジメント力を
養成する期間

組織のリーダー
としての期間

A-1：ハローワーク勤務を中心とするキャリアパス

係員	主任、係長、専門官職	課長、統括官	所長、部長等 幹部職員
○ハローワークでの窓口業務 (雇用保険、職業相談等)	○就職促進指導官として就職困難者の職業指導 ○雇用指導官として事業主援助・指導 ○係長として困難事案に対応、部下への業務指導等	○統括職業指導官として職 業紹介部門の企画運営	○ハローワーク所長 としてハローワーク の運営

1

A-2：労働局雇用環境・均等部(室)での働き方改革関係業務を中心とするキャリアパス

係員	主任、係長、指導官	課室長補佐、 課長(監理官)	部(室)長等 幹部職員
○部(室)での窓口業務 (労働相談、助成金審査等) ○ハローワークでの窓口業務 (雇用保険、職業相談等)	○指導係長として企業指導等 ○雇用環境改善・均等推進指導官として企業指導計画 の策定、困難事案への対応等 ○ハローワークで雇用指導官として事業主援助・指導	○課室長補佐として部下の マネジメント、部(室)内の 業務調整 ○課長(監理官)として部 (室)の企画運営	○部(室)長として雇 用環境・均等部(室) の運営

B：監督署での労災補償業務や労働保険適用・徴収業務を中心とするキャリアパス

係員	監督署係長・専門官職、労働局主任・係長	監督署課長、労働局 専門官職・課室長補佐	監督署、労働局の 幹部職員
○労働基準監督署での窓口業務 (労災保険の請求対応等) ○労働局労災補償部署・労働保険 適用徴収部署における窓口業務 ○雇用環境・均等部(室)での窓口 業務(労働相談、助成金審査等)	○監督署係長や専門官職として過労死などの複雑な労 災請求の審査業務に従事 ○労働局主任・係長として労災補償業務、労働保険適 用徴収業務、管理業務など、幅広い業務に従事 ○雇用環境改善・均等推進指導官として企業指導計画 の策定、困難事案への対応等	○監督署課長、労働局専門 官職・課室長補佐として部 下のマネジメント、組織内 の業務調整 ○労働局において労災補償 業務の企画運営	○監督署、労働局の 幹部職員として、各 組織の統括・運営

2

Ⅱ 先輩からのメッセージ & 業務説明

(1) トップインタビュー P 5

職業安定セクション

福岡労働局 久留米公共職業安定所長 / 佐伯 健

雇用環境・均等セクション

香川労働局 雇用環境・均等室長 / 小田 江理子

労働基準セクション

北海道労働局 労働基準部 労災補償課長 / 佐藤 達弥

(2) ワーク・ライフ・バランス（育児中の職員さんからのメッセージ）

..... P 6

セクション別に
紹介します！

(3) 職員の声と、業務の詳細

..... P 7~16

Q1 都道府県労働局を選んだ理由

Q2 現在の業務内容について

Q3 受験者へのメッセージ

現在の担当業務の詳細

職業安定セクション

- ① 奈良労働局 / 奈良公共職業安定所 / 浅井秋葉 P 7
- ② 山口労働局 / 宇部公共職業安定所 / 坂本愛実 P 8
- ③ 愛媛労働局 / 松山公共職業安定所 / 初瀬明日美 P 9
- ④ 千葉労働局 / 船橋公共職業安定所 / 岩橋直也 P 10
- ⑤ 京都労働局 / 職業安定部需給調整事業課 / 増田陽子 P 11

人材開発セクション

- ⑥ 秋田労働局 / 職業安定部訓練室 / 大野司 P 12

雇用環境・均等セクション

- ⑦ 三重労働局 / 雇用環境・均等室 / 池谷映子 P 13
- ⑧ 宮崎労働局 / 雇用環境・均等室 / 清水謙一 P 14

労働基準セクション

- ⑨ 愛知労働局 / 一宮労働基準監督署 / 中村千寿 P 15
- ⑩ 東京労働局 / 労働保険徴収部 / 岡慎祐 P 16

※ 各職員の所属は平成30年3月現在のものです。

(1) トップインタビュー

福岡労働局
久留米公共職業安定所長

佐伯 健

昭和61年 入省

平成24年 職業安定部 職業安定課
地方労働市場情報官
平成26年 福岡新卒応援ハローワーク室長
平成27年 福岡東公共職業安定所長
平成29年 現職



香川労働局
雇用環境・均等室長

小田 江理子

平成元年 入省

平成24年 大阪労働局 雇用均等室長補佐
平成25年 奈良労働局 雇用均等室長
平成27年 和歌山労働局 雇用均等室長
平成29年 現職



北海道労働局
労働基準部 労災補償課長

佐藤 達弥

昭和58年 入省

平成24年 労働基準部 労災補償課
労災補償監察官
平成26年 総務部 総務課長補佐
平成27年 総務部 総務課 人事計画官
平成29年 現職



官庁説明会も官庁訪問もなかった時代、合格者名簿登載者は各省庁からの面接の案内を待つだけ、そんな時代でした。内定を得ることができないまま、行く未への不安が引き裂かれそうな年明け2月のこと。旧労働省や職安が何をやっているのか、ほとんど知らないままに面接を受けて、内定をいただきました。1浪2留で後のない私に他に選択肢はなく、何とか生きていける場所が得られたことに、ただただ安堵し、やるしかない、そう思ったその時の気持ちで、就職活動をしている方々に接する時の、今も大切にしている私の原点です。

入省後、求人者の対応、職員の健康管理・人事・組織、一般求職者・障害者・大学生等の就職支援、高齢者・障害者雇用に関する事業所指導、有料職業紹介事業者の許可・指導、労働市場の分析など、様々な仕事に携わりましたが、そのすべての仕事の中で、自らを成長させてくれる多くの人との出会いに恵まれました。特にハローワークの利用者の方々に育ててもらった部分は本当に大きいと思っています。

職業安定行政は、「人」の行政です。同時に、厚生労働省本省、地方労働局、ハローワークの職員が、思いのすり合わせをしながら施策を推進し、目指すべき社会のために作られた法や制度の目的を、そしてその考え方を直接国民に伝えることができる、極めて役割を実感しやすい行政でもあります。

ハローワークでは、そうした法や制度の精神を胸に、一人一人、一社一社に、懇切・公正・迅速に対応します。年齢も違い、価値観も違い、話す力も聞く力も違う、しかし等しくそれぞれに生活を背負う真剣な人々に毎日接する仕事は、ストレスフルでとても大変です。

ただ、人は、悩みも喜びも、すべて人との関係の中で感じるものだと思います。人との関わりが大きければ大きいほど、悩むことは多くても、自分の存在価値を強く感じる事ができる、そう信じています。

人を思い、社会を思い、法と人、施策と会社を繋ぎながら、一人でも多くの人の仕事と生活を守る、そんな我々職業安定行政チームに、若い力を迎える、新たな明日が楽しみです。就職は縁のもの。やりたい仕事ができるかどうかも時の運。それでも、すべての仕事の中に、喜びと幸せの種は必ずあります。皆さんとの良いご縁がありますように。

新人時代の思い出は、成立したばかりの育児・介護休業法（当時は育児休業法）について、大勢の事業主さん等を対象とした説明を行ったことです。複雑な条文の内容を、自分で理解し、分かりやすく説明することは今でも苦労することですが、採用後まもない頃から法律の説明や、労使双方からのご相談に携われたことは、貴重な経験だったと思います。

雇用環境・均等室は、職場のセクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育児・介護休業等への不利益取扱い・ハラスメント（いわゆるマタハラ）、パワーハラスメント等、職場のハラスメントの防止や相談対応について一元的に担当しています。

「働き方改革」をはじめとして、ハラスメント防止等、職場環境の改善は、雇用環境・均等室の担当業務の大きな部分を占めていますが、私たち自身の職場についても、ワーク・ライフ・バランスを意識し、ハラスメントがないことはもちろんのこと、職員同士がお互いを思いやり、業務の進め方等について意見の言いやすい職場であることを心がけています。そのことによって、職員がそれぞれモチベーションを高く持ち、持てる能力を十分に発揮できると考えています。

「働き方改革」は女性の活躍推進、男性の育児休業取得などと密接にシンクロしています。雇用環境・均等室の業務は、労働行政の中でも特に、「自分がどう生きていきたいか」を一緒に考えながら担当できる分野ではないかと思っています。

「国家公務員になりたいけど、何をしたいかまだ決めていない」という人は、ぜひ応募してみてください。

学生時代、漠然と人と関わる仕事ができたいと考え公務員を志望していました。そのような中で労働基準行政を知り、また、労働災害で負傷された方に対して治療費や休業補償などを行う労災補償の仕事があることを知り、これが人と関わる、人の役に立てる仕事だと思い労働局を志望しました。採用後、労働基準監督署の労災補償の業務に就き、窓口で相談対応する中で、相談に来られた方から「ありがとう、助かった。」と言葉をかけていただき、人の役に立てる仕事であるとの実感ができたことが、現在も、私の仕事の原動力、やりがいとなっています。

労災保険制度は、労働災害で負傷された方などに対して適切な補償を行い、働く方が安心して働ける環境を整備することを通じて、働き方改革の一翼を担っています。事案によっては、主治医、専門医からの医学的な意見を求めるなど高度な判断を行うための調査を行うこともあります。また、過労死や石綿関連疾患等の事案では、適切な労災保険給付のために、被災された方、同僚、取引先、家族等から聴取を行い、多岐にわたる事実を調査することとなります。

労災保険の請求手続きのために窓口や電話で相談される方々の多くは、それが初めての経験であり、懇切・丁寧な対応をしなければなりませんし、その中で具体的な事実を把握して、的確で公正な労災保険給付を行う必要があります。そのためには、個々の方に応じた対応が重要であり、私はこれらの業務が組織的・効率的かつ迅速に遂行される体制を作ることに努めています。労働者とその家族に対して労災保険の給付が行われることは、生活に直結するとても重要で意義のある仕事です。人と人が関わる仕事の中では、時には困難な状況に直面することがありますが、懇切・丁寧、かつ組織的な対応により、公正な労災保険の給付を行うことは、とてもやりがい、働きがいのある仕事です。日々の業務をコツコツと行っていくことで、人と関わり、人の役に立てる仕事です。是非、労働局の一員となって働く方々のために一緒にがんばりましょう。

(2) ワーク・ライフ・バランス（育児中の職員さんからのメッセージ）



「育児短時間勤務制度」を活用して育児と仕事を両立させてます

私は、第1子を出産後、約3年の育児休業を取得しました。そして、平成28年10月の復帰初日から、1日3時間55分×週5日勤務の育児短時間勤務制度を利用しています。

育児のための短時間勤務制度は、小学校に入学するまでの子を養育する職員が4パターンの中から勤務の形態や勤務時間帯を任意に選択し勤務できる制度です。私は、夫の仕事が忙しく、私自身の通勤時間が保育園送迎を含めると約2時間かかること、子供も手がかかる時期だと感じていたことから、1番短い勤務時間のパターンを選択したのですが、この制度を利用していなければ、今のように子供と接する時間を確保できず、心身の余裕も無くなっていたと思います。私がいる職場には、育児と仕事を両立している先輩がたくさんおられるので、そのことがとても励みになっており、自然と両立支援制度を利用することに繋がりました。

子供はよく熱を出します。そのため、仕事を何日も休まなければならないこともあります。仕事を休んだ時には、係長として十分な職責を果たせていない気持ちになり、周りの職員への仕事の負担を考えると申し訳ない気持ちでいっぱいになります。

そんな時には、職場の先輩職員にかけていただいた「迷惑をかけたと感じた分、育児をした人がいた時には助けてあげたらいい。これからの仕事の中で返していけばいい。子供の親は、あなただけだよ。」という言葉が思い出します。私は、この言葉を支えに、周りの職員の理解やお互いを助け合おうと思える職場環境に、感謝しながら仕事をしています。



滋賀労働局 大津公共職業安定所 雇用継続給付係長 酒谷 佐枝子

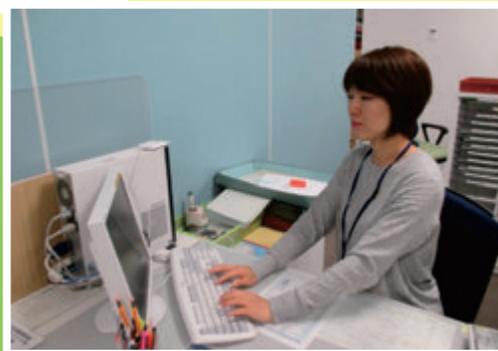
平成15年 入省

平成20年 草津公共職業安定所

平成24年 大津公共職業安定所 雇用保険適用課 雇用継続給付係長

平成26年1月～平成28年9月 育児休業

平成28年10月 職場復帰 育児短時間勤務（週19時間35分勤務）中



皆さんは、就職活動をする中で、働くことをより深く考え、身近に感じていると思います。

私の所属しているハローワークは、求職者や労働者、事業主の方々と職員一人ひとりが直接に接してサービスを提供する、労働行政の中でも地域社会に一番身近な存在であり、「人と接する仕事がしたい」、「人と話すこと、人に教えることが好き」といった方にふさわしい職場です。

就職活動がうまくいってなかった求職者が、ハローワークへの相談後に就職が決まり、「ありがとう」と笑顔で報告に来られた時には、とてもやりがいを感じる事が出来ます。

このように、働くことの様々な側面を担う業務の中で、私は、少しでも地域の皆様力になれるようにと問題意識を持って取り組んでいます。

職員同士が助け合いながら職務にあたり、自分も成長していける、そんな私達の職場で一緒に働いてみませんか？

(3) 職員の声と、業務の詳細 ～職業安定セクション～

① 職業相談・紹介業務



奈良労働局
奈良公共職業安定所 職業相談部門

浅井 秋葉

平成26年 入省

平成26年 大阪労働局 梅田公共職業安定所 雇用保険適用課

平成27年 大阪労働局 梅田公共職業安定所 雇用保険給付課

平成29年 現職

現在の業務内容について

現在、職業相談・紹介業務を担当しています。職業相談部門では仕事を探しておられる様々な人たちに対して仕事の紹介を行うことはもちろん、再就職に向けての相談やアドバイスを行っています。

私が職業相談を行う上で常に心がけていることは、話しやすい雰囲気作りです。求職者の方にいろいろと話してもらうことで、的確なアドバイスができ、結果として再就職に結びついていくと考えています。

いきなり職業相談などできるかなと思われる方もいるかもしれませんが大丈夫です。職業相談業務に配属されたときには、基本から学べる研修があります。

その研修で聴く姿勢も学ぶことができ、話しやすい雰囲気作りに生かしています。

都道府県労働局を選んだ理由

この仕事に興味を持つようになったのは学生時代にコンビニでアルバイトをしたことがきっかけです。その仕事には働きやすくやりがいを持っていたのですが、一緒に働く人の中には残念ながら辞めてしまう方もあり、人によって仕事に対する感じ方や特性は違うことを知りました。

同僚が辞める前に相談を受けることもありましたが、「仕事をしたい」という気持ちはみんな同じでした。相談を受ける中で仕事はしたいが仕事の内容や職場の人間関係、労働条件によって働き続けることが困難であったり、年齢や性別で自分がしたい仕事に就けないなどの悩みを持つ人がたくさんいることも知りました。そのような人たちに寄り添って支援する仕事がしたいと思い、労働局を志望しました。



受験者へのメッセージ

私は入省してから4年間ハローワークで勤務しています。ハローワークの窓口業務ではいろいろな考えをもった方と接する機会が多く、難しく感じることもありますが、自分自身が着実に成長できる職場だと思っています。

いいアドバイスができないこともあり、求職者の方の力になれているか悩むこともありますが、再就職が決まった方から「ありがとう」といわれた時はとても嬉しく、この仕事にやりがいを感じる事ができます。

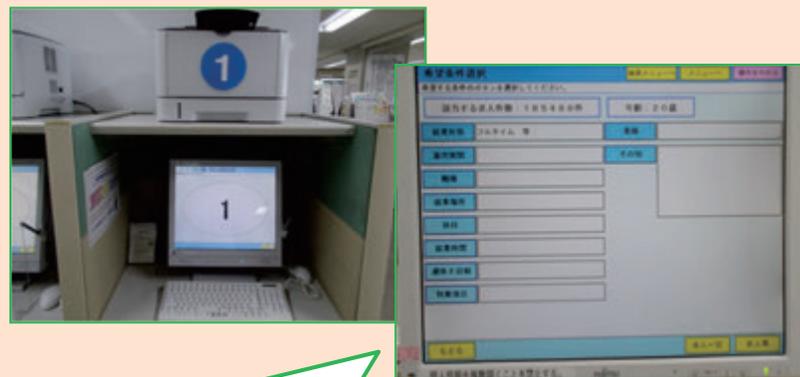
ぜひ、労働局と一緒に働きましょう！

職業相談・紹介業務の詳細

仕事を探されている方（求職者）に対して、職業相談を通じて職業情報やその他就職に関する情報を提供し、求職者がその適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職を選択することができるよう窓口で助言、援助を行う業務です。

職業相談を行うにあたっては、求職者のニーズを的確に把握し、そのニーズに応じたサービスを提供することが重要です。窓口での求職者との相談の中で、希望する仕事内容や労働条件等のニーズを引き出し、仕事経験や能力などの適性を考慮した適切な求人を提案することが求められます。

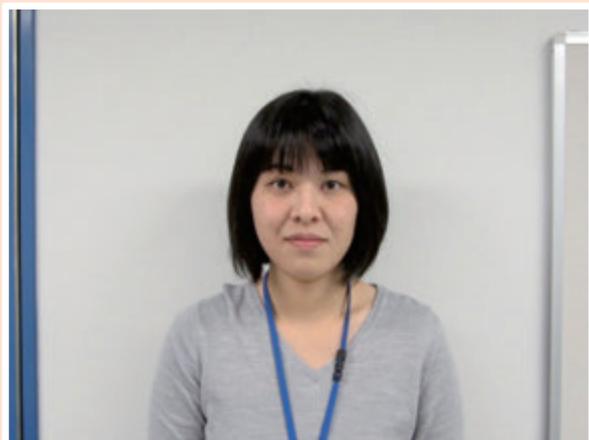
この業務を通じて、職業相談・職業紹介に関する実践的知識・経験を深め、地域の実情に応じた、就職率向上のための様々な施策を企画立案し、職業に関するエキスパートとして活躍することが期待されます。



これは、全てのハローワークに設置されている求人閲覧端末です。ハローワークの利用者が自由に使用でき、希望する条件の求人を自身で探すことができます。基本的には各自で利用して頂きますが、初めて来所された方には窓口で使い方を説明したり、希望する条件の求人がなかなか見つからない方には探し方のアドバイスもしたりします。タッチペンでの操作なのでパソコンが得意でない方も簡単に使うことができます。

(3) 職員の声と、業務の詳細 ～職業安定セクション～

②雇用保険業務



山口労働局
宇部公共職業安定所 雇用保険給付課

坂本 愛実

平成29年 入省

都道府県労働局を選んだ理由

大学時代、まちの活性化のために活動しているボランティアサークルに参加する中で、仲間を励ましたり、地域の方に喜んでもらえたことから、自分が頑張ることで誰かが笑顔になってくれることにやりがいを感じ、人の役に立つ仕事がしたいと思うようになりました。

また、就職活動を行っていく中で、全国で多くの方が失業の不安を抱えながらも明日への希望に向けて頑張っておられることを知り、一人でも多くの方に生きがいを感じて働いて頂きたいと思うとともに、その手助けを自分ができればと思うようになり、労働局を志望しました。

また、窓口でお客様と接する業務だからこそ、直接「ありがとう」と声をかけてもらえる、やりがいを実感できる業務であることも決め手の一つとなりました。

現在の業務内容について

私は現在、ハローワーク宇部で雇用保険給付課に勤務しています。雇用保険給付課では、会社を離職された方に対して、失業給付の支給や早期再就職に向けた取り組みを行っています。

この中で私は、主に失業給付を受ける資格の有無を確認する業務を担当しています。会社を離職される方は、それぞれ事情を抱えておられるので、毎回それぞれの方に合った対応をすることは容易ではありませんが、上司や周囲の職員の方に助言を頂きながら頑張っています。

受験者へのメッセージ

上司や周囲の職員の方々には優秀で気さくな方ばかりです。わからないことがあれば、サポートしてくださりとっても働きやすい職場だと思います。

労働行政は人生において不可欠な労働を扱っており、やりがいを感じることができる業務です。

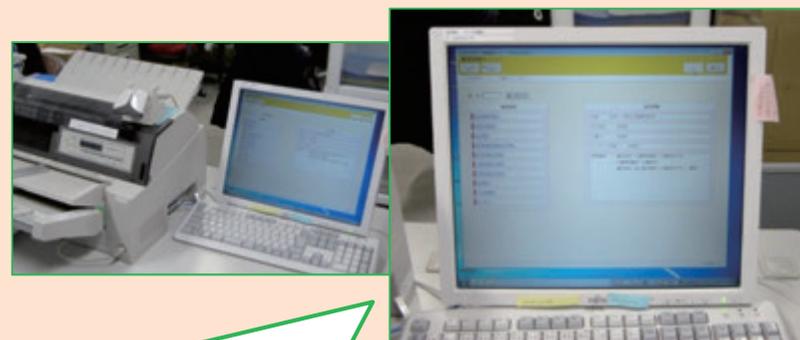
みなさんは、現在多くの選択肢が見えていると思いますが、ぜひ労働局を選んで頂ければと思います。一緒に働く日を楽しみにしています。

雇用保険業務の詳細

雇用保険の主要な業務は、「企業に雇用された労働者を雇用保険の被保険者として適用する」、「失業された方に対して、失業給付の額を決定し支給する」の2つです。これらは、いずれも雇用保険法に基づく「行政処分」です。

この処分を行うためには、雇用保険法だけでなく、労働基準法等の「関係法令」、法解釈や具体的な取扱いを示した「通達」、「業務取扱要領」を参照する必要があります。具体的には、雇用保険の適用対象になる「労働者」か否かの判断を迷う場合に、労働基準法上の判断基準を参照したり、失業給付を支給するにあたって、雇用保険と他の社会保険（労働者災害補償保険、厚生年金保険）との調整を行ったりするなど、業務内容は非常に奥深いものです。

ハローワークの窓口における利用者との面談や提出された書類を通じて、正確に事実関係を把握し、法令に照らして行政処分を行うことが求められます。雇用保険業務を通じて、様々な法令等に精通し、中堅職員になる頃には「社会保険制度」のエキスパートとして活躍することが期待されます。



雇用保険業務では非常に機微な個人情報を扱うため、専用回線で全国ネットワークを形成するハローワークシステムと呼ばれるシステムを使用しています。このシステムを使って、雇用保険への加入や失業給付の支給の手続きを迅速かつ正確に行っています。

(3) 職員の声と、業務の詳細 ～職業安定セクション～

③ 求人業務



愛媛労働局
松山公共職業安定所 求人・雇用開発部門

初瀬 明日美

平成26年 入省
平成26年 坂出公共職業安定所 雇用保険課
平成28年 現職

現在の業務内容について

現在、私は、ハローワーク松山の求人・雇用開発部門で求人の受付業務をしています。人手不足により売り手市場だと言われる今日、ハローワーク松山では日々何百件の求人を受付しています。そんな状況の中、窓口に来られる事業所の方が口にするのは、「求人を出してもなかなか応募者が集まらない」という相談です。この相談に対し、私は、求人を見ながら、どうすればより良い人材を確保することができるかを考え、「仕事の内容の説明をもっと分かりやすく興味が持てるように変えてみては」と助言し、求人票に載せる文章と一緒に考え、改善を図っています。その結果、後日、実際に応募があり、採用が決まったことが分かったときは非常にやりがいを感じました。

都道府県労働局を選んだ理由

大学生の頃、漠然と人の役に立つ仕事がしたいと思って就職活動をしていました。そんな時、労働局と出会い、労働局は人の「働く」を支える重要な役割を担っていることを知りました。人は生きるために働いており、「働く」ことは人の生活の大部分を占めています。それを第一線で支援する労働局の仕事は、人の役に立っているという実感を得ることができ、とても魅力的に感じました。また、人が好きで、対人業務を志していた私にとって、ハローワークの窓口で自分の能力を活かすことができるのではないかと思ったのも、労働局を選んだ理由です。



受験者へのメッセージ

ハローワークの窓口には、日々たくさんの方が「働く」に関する悩みを相談しに来られます。その方々の抱えている問題は様々で、相談をしている中で、うまく意思疎通ができなかったり、制度の説明を理解してもらえなかったりと対応に苦慮することも多々ありますが、そのたびに周りの方々にサポートをしていただき、成長を重ねてきました。苦労が多い分、「ありがとう」という感謝の言葉をいただいたときの喜びや充実感は何となく大きいものがあります。労働局の仕事は、必ずやりがいを感じられるものです。皆さんも、ぜひ働く人々の支えとなるよう労働行政と一緒に働きましょう。

求人業務の詳細

従業員を雇いたいと考えている事業主から、求人募集の申し込みを受け付ける業務です。主に「法令違反の点検・指導」「求人充足のための相談・助言」の2つに分けられます。

「法令違反の点検・指導業務」について、求人の内容は、法令に違反していないことが大前提であり、特に賃金、労働時間等の労働条件やその他の求人条件（年齢、性別等）が関係法令に違反していないかどうかの点検を行う必要があります。点検で法令違反が確認された場合は、事業主に説明し、理解していただいた上で、修正するよう指導します。この業務を行う中で、労働条件に関する労働関係法令に習熟することができます。

「求人充足のための相談・助言」について、仕事を探している方は「仕事の内容」を重視しますので、長所を引き出し、具体的にわかりやすく記載するよう助言を行います。また、賃金等の労働条件が相場から著しく低い場合には、労働市場情報等の客観的なデータを示して、条件を緩和してもらうよう助言・指導します。これらの業務を通じた事業主との顔の見える関係の構築により、良質求人の確保や、地域の人手不足の解消等に貢献することが期待されます。



「求人者サービスのご案内」（写真左）という冊子を業務で使用します。この冊子には求人申し込み手続きの流れや、求人申込書の書き方などが載っています。ハローワークで初めて求人を出す事業所の方が来られたときは必ずこの冊子を用いて流れ等を説明します。また、私が初めて求人係になったときもこの冊子を見て勉強しました。

事業主から求人募集の申し込みを受け付ける際に提出いただく「求人申込書」（写真右中央）です。記載内容について、法令違反がないかチェックします。

(3) 職員の声と、業務の詳細 ～職業安定セクション～

④雇用対策（障害者雇用関係）業務



千葉労働局 船橋公共職業安定所
求人・企画部門
雇用指導官

岩橋 直也

平成14年 入省
平成24年 千葉労働局 職業対策課
平成25年 市川公共職業安定所 雇用保険課
平成27年 千葉労働局 総務課
平成29年 現職

都道府県労働局を選んだ理由

民間企業での勤務経験をとおして、働くことについてより深く関心をもっていたことと、その経験を活かして人の役に立つ仕事に就きたいと考えていたところ、業務説明会で「働くを支える」労働局、安定所の存在を知り、自分が携わってみたい職場だと思ったことが志望した理由です。

入省前は、求職者の方への相談、支援を希望していましたが、いざ担当してみると、ご本人の状況や希望に応じた支援が必要であり、奥が深いものだと思います。難しい相談・紹介もありますが、就職の報告や御礼の電話は、何よりも励みになります。窓口で感謝されることがある役所の仕事はそんなにはないのではないのでしょうか。

現在の業務内容について

当所の求人・企画部門は、企業等からの人材募集の受付や企業と求職者をつなぐ面接会の企画・運営、従業員の方の雇用管理に関する相談や支援、公正な採用選考の周知や啓発、各種助成金手続きなどの業務を取り扱っています。

この中で、私の主な業務は、企業に対して障害者の雇用の促進及び安定を働きかけていくことです。具体的には法律により障害者の雇用義務がある企業が、その義務を果たしていない場合は、障害者の方を雇用してもらうよう指導、助言等を行います。しかしながら、法律論だけを話しても、すぐに雇用に動き出す企業は多くはありません。それぞれの企業について雇用が進まない理由や問題点等を把握、理解し、ハローワークの専門援助部門や就労支援機関、関係機関と連携しながら、具体的な支援策を提案、提供していくことも重要です。

雇用に結びつくには時間がかかることが多いですが、1人でも多くの障害者の方が働ける場を創れるよう地道に働きかけていくことは、障害者の方のためであることはもちろん、今後の日本経済の発展や社会保障制度の存立のためにも必要不可欠です。責任も重大ですが、やりがいのある業務だと思っています。

受験者へのメッセージ

企業の担当者の方から障害者の方を採用したとの結果を連絡いただいた際に、「いろいろ動いていただき助かっている」との言葉を頂戴したときは、企業の方の取り組みに感謝すると同時に、少しでもお役に立つことができたことに喜びとやりがいを感じます。

ハローワークは、求職者の方はもちろん企業等の方に対する支援も最前線で行える現場であり、総じて「働くを支える」魅力ある職場だと思います。また、ハローワークは、地域密着型の労働行政機関です。地元の経済の発展に、縁の下の力持ちとして貢献できる仕事です。このような、やりがいのある職場で、「熱」をもって私たちと一緒に働いてみませんか。

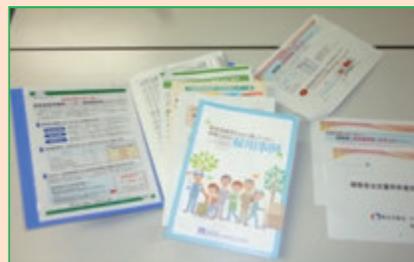
障害者雇用関係業務の詳細

雇用対策業務は、社会経済情勢の変化により発生する様々な課題に対応するための業務です。非正規労働者、高齢者、若者などへの雇用対策もありますが、ここでは、障害者雇用関係業務にスポットを当てます。

障害者雇用関係業務には、「障害者の職業相談・職業紹介」と「事業主への雇用率達成指導」があります。障害者を就職につなげるには、障害特性に応じた、きめ細やかな支援が必要となるため、ケースワーク方式により職業紹介・相談を行います。福祉施設等の専門家とチームを作り、就職から職場定着まで一貫した支援を行います。

事業主には、障害者雇用促進法により、雇用労働者の一定割合（障害者雇用率）以上の障害者を雇用することが義務付けられています。障害者雇用率を達成していない事業主に対しては、障害者の計画的な採用のための雇入れ計画を作成させるなどの達成指導を行います。また、「障害者の仕事がないので雇えない」という事業主に対しては、事業・業務内容を分析し、障害者の仕事を「切り出す」ための助言を行い、障害者の雇入れにつなげます。

これらの業務を通じて、地域における障害者雇用を牽引する存在として活躍することが期待されます。



対象企業への訪問等を行う際に、携行するツールです。

1. 青いファイルは、障害者雇用に関する資料や雇用統計資料をファイリングしているものです。企業の担当者との会話の中で、必要に応じて資料を示し、相手によりわかりやすく、より深く理解してもらえよう活用しています。

2. プレゼン資料は、各企業の状況により必要があれば携行しているツールです。説明しやすいよう加工し、目で見てわかりやすいグラフや図などを用いて、ポイントを踏まえて説明するようにしています。

これ以外に、事前に対象企業のHP等から企業情報を把握するようにしています。

(3) 職員の声と、業務の詳細 ～職業安定セクション～

⑤ 労働力需給調整業務



京都労働局
職業安定部需給調整事業課
需給調整指導官

増田 陽子

平成10年 入省

平成22年 京都府商工労働観光部総合就業支援室（出向）

平成24年 西陣公共職業安定所 雇用保険適用課

平成27年 現職

現在の業務内容について

労働者派遣事業や職業紹介事業等の許可申請の審査と、事業運営の指導監督業務には正しい法律の知識とわかりやすく説明する力、法違反を見極める判断力が求められます。

指導監督では派遣会社等での書類の確認や責任者からの聴取により、法令違反なく事業が適正に行われているかを確認し、必要に応じて指導を行います。

多様な働き方が選べる今の時代、「派遣」という働き方を選択する方もいます。そのような方々が派遣として安心して働くことができるよう、日々業務に取り組んでいます。

都道府県労働局を選んだ理由

10代の頃、思い描いていた将来の私は、今の私とは全く違います。あの頃は図書館司書を目指していましたが、狭き門を通過することができませんでした。就活の途中で方向転換を迫られた私は、考えるより行動しようと様々な行政機関について、どんな役割を担っているのか、私はそこでどんな仕事をするのかを調べ、想像し、面接に挑みました。そうやって就活を続けているうちに、人の生活と関わる仕事がしたいと思うようになり、労働局という存在を知って、働く人を手助けする仕事があることを知りました。私自身が働き手として働く人を援助していく、そんな社会人になりたいと思い、労働局を志望しました。



受験者へのメッセージ

職業安定行政では、人々が「働く」ということを様々な面からサポートしていますが、その方法は、ハローワークのように求職者からのご相談をお受けしたり、需給調整事業課のように事業者に対する審査や指導監督を行ったりと、多岐にわたります。また、どんな仕事も1人ではなく、職場の仲間や先輩、上司たちと共に取り組む必要があります。

私事ですがもうすぐ産休育休に入る予定があり、職場では仕事内容を内勤中心に、訪問検査先は近場にと、協力し合って働き続けることができる職場に出会えたことを実感しています。私たちと一緒に働いてみませんか？

労働力需給調整業務の詳細

労働者派遣事業（自己の雇用する労働者を他の事業者の指揮命令下で労働させる）や職業紹介事業（仕事を探している方に対するあっせん）等の事業を行う場合、労働者の保護等を目的として事業許可を取得する必要があり、事業を行うに際してもその事業が適正に運営されるよう様々なルールが設定されています。

労働局の労働力需給調整業務は、民間の労働者派遣事業や、職業紹介事業を行おうとする事業者に対し、労働者派遣法や職業安定法などの関係法令に基づき、①その事業が適正に運営できるかを審査し、②その運営する事業が適正に運営されているかをチェックするとともに、③法令に違反する事業者について改善を促し、悪質な事業者について許可の取消も含めた厳格な対応が求められます。

需給調整業務を通じて、労働者派遣事業、職業紹介事業等に関する法令等に関するエキスパートとして活躍することが期待されます。



Press Release

京都労働局 発表
平成27年8月31日（月）

職業安定部需給調整事業課
課長 増田 陽子
主任需給調整指導官 三木啓司
電話 075-241-3225

労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から、
接触日通知を受けずに、故意に労働者派遣契約を締結していた
一般労働者派遣事業主に対する行政処分について
～一般労働者派遣事業主に対する労働者派遣事業改善命令について～

京都労働局（局長：森川善樹）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第26条第6項、同法第34条第1項第3号、第35条の2第1項及び第2項に違反する一般労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

労働者派遣法に違反した事業主については、改善命令等により厳正に処分するとともに、その事実を公表しています。

(3) 職員の声と、業務の詳細 ～人材開発セクション～

⑥ 人材育成業務



秋田労働局
職業安定部 訓練室長

大野 司

昭和54年 入省
平成27年 本荘公共職業安定所長
平成28年 職業安定部地方職業安定監察官
平成29年 現職

受験者へのメッセージ

公務ではなかなか自分のアイデアが活かせないと思っている人もいます。例えば、より多くの方がハローワークを利用し訓練にトライしてもらうため、当局では今年、若者や女性が多く集まる、カラオケ・ボックスやゲームセンターにハロートレーニング周知用のポスター・リーフレットを配置するなど、これまでとは視点を変えて少しでも興味を持っていただくための取り組みを行っています。

私たちの職場は、常にお客様が喜んでハローワークを利用できるアイデアを出すことに心がけるなど、皆さんの柔軟な発想が活かせる職場です。

都道府県労働局を選んだ理由

私は高校卒業後、公務員になるまで1年間のフリーターの経験があります。公務にはいろいろな種類がありますが、1年間就職浪人をしてきた経験を活かすことにより、自分のように仕事のことですべて困っている人や悩んでいる人たちのために役立てるのではないかと、直接、人のために尽くし人に喜ばれる仕事が本当の公務ではないかという気持ちになり、ハローワークが一番頑張りがいがある仕事だと思ったからです。

現在の業務内容について



JICAアフリカ職業訓練コース ハローワーク説明会

訓練室では、人材開発・人材育成のためのハロートレーニング（公的職業訓練）による働く方の職業能力の向上に関わる仕事をしています。

職業訓練の種類には、離職者訓練、在職者訓練、学卒者訓練、障害者訓練のほか、個人で資格取得が可能な専門実践教育訓練講座などもあります。離職した方には次の職場に向けた就職ツールとして、在職中の方には、昨今の「働き方改革」に向けた企業内での資格取得や生産性向上によるキャリアアップ、職場環境の整備、処遇改善、やる気を出させ職場定着に繋がるよう、様々な取組を行っています。特に国の各種助成金制度や支援策については、関係機関と連携し、新しい訓練ニーズなどの把握を兼ね、ハローワークと訓練施設と一緒に事業所を訪問し、バックアップ、フォローアップにも取り組んでおります。

また、平成30年度からは、「長期高度人材育成コース」が新設され、これまでの訓練が3～6か月の期間で行ってきたものが、国家資格取得が可能な2年間の長期訓練コース、女性のリカレント教育も拡充されたことから、応募者の増加に向けた周知・広報も行ってまいります。

人材育成業務の詳細

人材育成業務を担う部署として、労働局に「訓練室」が設置されています。訓練室では、訓練室長をトップとして、地方人材育成対策担当官などの専門官が配置され、以下のような人材育成に関する多様な業務を行っています。

① ハロートレーニング（公的職業訓練）関係

地域のニーズに則した訓練が実施されるよう、都道府県などの関係機関と連携し、ハロートレーニングの総合的な訓練計画の策定を図ることなど。

② ジョブ・カード関係

地域におけるジョブ・カードの普及促進や、各都道府県に設置する地域のジョブ・カード運営本部の運営に係る業務

③ 技能検定関係

国家検定制度である技能検定の周知・広報に係る業務

④ 地域若者サポートステーション関係

若年無業者等の職業的自立のため支援を行う「地域若者サポートステーション事業」の委託契約の締結及び業務指導等に係る業務

⑤ 技能実習制度関係

不適正な監理団体や実習実施者に対して立入検査等を実施するほか、労働基準監督署等の関係機関と連携し、制度の適正且つ円滑な運用を図る。

現在、誰もが何歳になっても学び直し、その能力を存分に発揮し、いきいきと働くことのできるよう、働く人の未来への挑戦にしっかり寄り添う人づくりへの期待がますます高まっており、地域の「人づくり」のエキスパートとして最前線で活躍することが期待されます。

訓練施設見学会 （職業能力開発促進センター） 電気・通信施工技術科の 職業訓練



多くの方々が、訓練を受講するきっかけは、就職のため資格取得を目指したり、職場でのスキルアップをするためですが、中には興味があってもどのような訓練内容なのか、パンフレットを見てもあまり理解できない方も多くあります。

このような時に実施しているのが、ハローワークで開催する訓練施設見学会です。直接、見学や体験をすることにより、より現実的な受講イメージを抱くことができるのですが、その前にハローワーク職員が自ら、訓練施設の見学や事業所訪問による採用したい人物の把握を行うことによって、窓口での受講希望者への適切なアドバイスや説明が可能となるのです。

(3) 職員の声と、業務の詳細 ～雇用環境・均等セクション～

⑦ 企業指導業務



三重労働局
雇用環境・均等室
指導係

池谷 映子

平成26年 入省
平成26年 富士宮公共職業安定所管理課
平成28年 現職

現在の業務内容について

雇用環境・均等室は、「雇用の分野における男女の均等な機会や待遇の確保」「仕事と育児・介護が両立できる環境の整備」「パートタイム労働者の待遇改善」などへ向けた施策を推進するため、法律の周知、事業主への指導、相談受付、紛争解決援助などの業務を実施しています。

業務の1つに、事業主の「女性活躍推進法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づく取組の支援があります。一般事業主行動計画の策定から認定までの相談全般を担当しています。いずれも働きやすい職場の実現には必要不可欠で、世間から関心が高い法律です。

業務を担当してから特に印象深いのは、平成28年4月1日に施行された「女性活躍推進法」の認定業務です。初めてのことはばかりで、日々勉強していましたが、上司や先輩に支えられ三重管内の企業を女性の活躍推進が優良な企業として認定取得につなげることができた時は大きな達成感を感じました。

都道府県労働局を選んだ理由

私が労働行政を選んだきっかけは、就職活動の時に働くことについて考えたことでした。

学生時代のアルバイトとは異なり、人生の半分以上を占め、自分の生業とする仕事を探すうえで、自分にとってどのような仕事がずっと働き続けられるか、もし仕事を辞めざるを得なかった場合など自分の将来を想像していました。その時、都道府県労働局の業務説明会で、働く人の仕事の確保や労働環境の整備などの労働に関する様々な業務を担う労働局に興味を持ちました。働くことに対して不安を抱えることや、働くなかで困難に直面することが多々あると思います。そのような働く方々を守るといった大きな使命をもつ労働行政に携わりたいと思い、都道府県労働局を志望しました。



受験者へのメッセージ

時代の変化とともに法律は改正され、働く方々にどのように周知を行うか工夫を凝らす必要があり、日々新しいことに挑戦するやりがいのある業務といえます。

また、多様な働き方に対応し、国民が安心して働くことのできる職場環境の実現の支援をするという重要な役割を担っています。人の役に立つ仕事に従事したいとお考えの皆さん、是非都道府県労働局と一緒に働いてみませんか？

企業指導業務の詳細

雇用環境・均等部（室）では、働きやすい雇用環境を実現するため、「働き方改革の推進」や「安心して働くことができる職場環境整備」の役割を担っています。

企業指導業務の担当は、企業の働き方改革が進むよう、男女の均等取扱い、ワーク・ライフ・バランスの推進、非正規労働者の待遇改善などの業務に取り組んでいます。

- ・職場の男女差別、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産などのハラスメントがない職場づくり
- ・パワーハラスメントなどの労働問題の相談対応
- ・「くるみん」認定、「えるぼし」認定など両立支援や女性の活躍を推進する企業の表彰

企業指導業務の担当者は、幅広い法律の知識を駆使し、法律が守られるよう企業指導のエキスパートとして活躍することが期待されます。

くるみんマーク



「えるぼし」マーク



雇用環境・均等室の指導のツールとしては「報告徴収」が挙げられます。室職員が事業所を訪問し、法に基づいた雇用管理を行うよう指導することです。「徴収」というとお金を連想されるかと思いますが、雇用環境・均等行政では文字どおり事業主の方からの報告（言葉）をいただくという意味です。事業主の方と一対で行い、報告内容が法を下回っている場合は、是正されるまで指導します。

(3) 職員の声と、業務の詳細 ～雇用環境・均等セクション～

⑧ 広報・企画調整業務



宮崎労働局
雇用環境・均等室
企画・調整係長

清水 謙一

平成 5年 入省

平成24年 宮崎公共職業安定所職業紹介第三部門

平成26年 宮崎労働局労働保険徴収室

平成27年 宮崎労働局総務部企画室

平成28年 現職

現在の業務内容について

雇用環境・均等室は、平成28年4月に「女性の活躍推進」や「働き方改革」等の政策をワンパッケージで効果的に推進するため、また、パワハラやセクハラ等の労働相談窓口を一つにするため、新たに設置された組織です。

その中で、私は、労働局の運営方針を取りまとめ、外部の公労使の委員の方々に運営方針や進捗状況を審議していただく地方労働審議会の企画・運営や、労働局が行う業務を国民の皆様により効果的に、より広く周知するための広報紙の作成やホームページの管理、労働局長が行う記者発表等の広報活動、大学生等を対象とした労働法制の普及のための労働法講義の企画運営業務など、労働局内における企画・調整業務を担当しています。

都道府県労働局を選んだ理由

学生の頃は大した夢もなく、当時は就職への意識も漠然としたものでしたが、バブルが崩壊し徐々に就職が困難になっていく中で、雇用に関わる機関として公共職業安定所や労働基準監督署の存在を知りました。

今まで特に人のためになることをしたこともなく、どちらかと言えば、ただ漫然と生活していましたが、仕事を探している方へ就職の手助けができることや、失業中の方の再就職支援のため雇用保険制度があることに興味が沸き、直接、人のために働くことが出来る公共職業安定所への就職を希望しました。



受験者へのメッセージ

雇用環境・均等室は、労働局内の4つの行政（労働基準、職業安定、雇用環境・均等、人材開発）の施策を取りまとめ、総合的に展開するため、労働局全体の業務をより理解することができる組織です。また、労働局内の政策の運営に関し、県や市などの地方公共団体や、審議会などの公労使の委員など、外部の方と接する機会がある組織です。

また、労働局全体の施策（面接会・説明会の開催等）を国民の皆様幅広く発信するため、記者会見やホームページの管理、情報紙の作成など、やりがいを感じることもできる職場です。

この『やりがい』を感じたいと熱い気持ちをお持ちの皆さん！！

是非、私たちと一緒に働きましょう！！

広報・企画調整業務の詳細

広報・企画調整業務の担当は、次の業務を行っています。

○企画調整業務

- ・労働局が各地域で施策を総合的に展開するため、企画、労働局内外の調整
- ・労働局の運営方針の取りまとめ

○広報業務

- ・労働局全体の施策の周知広報
- ・記者会見の主催、ホームページの管理
- ・労働法制セミナーの開催
- ・企業の両立支援の取組、時間外労働の改善の取組、最低賃金引き上げの取組を支援するための助成金の支給

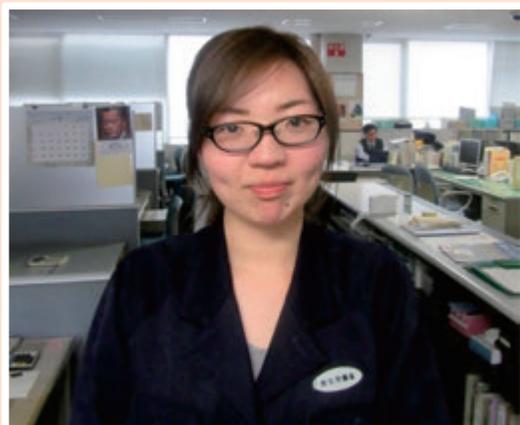
広報・企画調整業務の担当者は、労働局全体の動きに関わる存在であり、また、説明会の開催や情報提供、周知広報などにより、地域の働き方改革を推進する存在として活躍していくことが期待されます。



労働局、労働基準監督署、公共職業安定所や厚生労働省ともつながっているシステムを使用しています。このシステムが搭載されたパソコンを使って、労働局の業務をより効果的に周知するためのホームページの作成や改修、労働法講義のためのパワーポイント資料の作成編集、行政文書を適正に管理するためのシステムを使った文書の起案や保存など行っています。

(3) 職員の声と、業務の詳細 ～労働基準セクション～

⑨ 労災補償業務



愛知労働局
一宮労働基準監督署
労災課

中村 千寿

平成19年 入省

平成25年 名古屋北労働基準監督署労災第一課

平成26年 総務部労働保険徴収課

平成28年 現職

現在の業務内容について

私が所属している労働基準監督署労災課では、主に労災補償業務を行っています。

労災補償業務は、労働者が業務や通勤によって発生した負傷、疾病に対する治療費の補償、休業している期間の補償、後遺症が残った場合の障害補償、労働者が死亡した場合の遺族への補償などの保険給付を行い、労働者やその家族の救済を行う業務です。

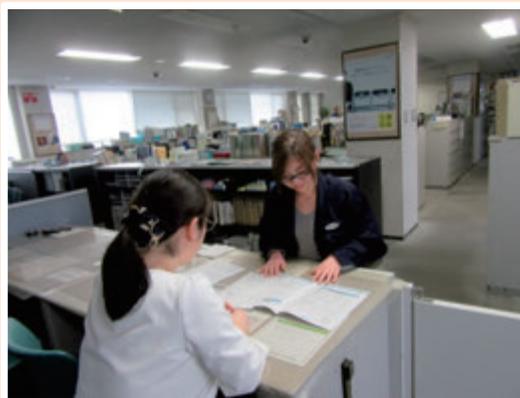
日常業務として窓口や電話での労災請求に関する相談対応を行い、実際に労災請求がなされた際には、業務や通勤が原因の災害であるかを調査します。調査の手法として、労働者や事業場等から災害発生状況を確認することや、治療を行った医師などへ医学的な考え方を確認し、迅速・適正な保険給付を行います。

また、労災補償業務のほか、労働保険料の申告納付に関する業務も行っています。

都道府県労働局を選んだ理由

新卒で労働局に採用され、アルバイトなどの経験もありませんでした。そのため「働く」ということ自体が手探りでしたが、生活していくうえで「労働」は重要なものであり、身近なものとして考えていました。

そんな「労働」に携わり、働く方々の安全・安心の確保など、幅広い支援ができる労働局の仕事であれば、多くの方々の役に立ち、自分自身も働く中でやりがいを見つけ、成長することができると思い、労働局を志望しました。



受験者へのメッセージ

実際に労災補償業務に就き、自分が想像していた以上に多くの労働災害が発生していることに驚きました。労働災害は発生しないことが一番いいのはもちろんですが、不幸にも労働災害が発生してしまい、今後に不安を持っている労働者やその家族は多く、救済業務を行う責任は重いと感じています。迅速・適正な処理を行うためには高度な知識も必要で覚えることもたくさんあり、大変だと感じることもありますが、不安を感じる方に労災補償制度について説明するだけでも安心していただくことや、保険給付を行って感謝の言葉をいただくことがあり、自分も役に立っていることを実感し、やりがいを感じられます。

労災補償業務の詳細

労災保険では、工作中や通勤中のケガなど、労働災害に遭われた方やその遺族の方に対して、迅速かつ公正な保護をするために保険給付を行っております。そのため、保険給付等に関する相談をはじめ、給付請求書の受付審査、決定までの事務を労働基準監督署及び労働局で行っております。

労災保険制度は、労働基準法で定められた使用者の災害補償責任の担保として創設されたものですが、現在では、その範囲を超えて、社会復帰に向けた事業（義肢・義足の支給や遺児の就学費用の援助等）を実施するなど、被災労働者やその遺族の生活保障の色彩を強め、社会保障を考えるうえでも欠かせないものとなっています。

また、近年においては、仕事のストレス（業務による心理的負荷）が原因で精神障害になった、あるいは自殺したとして労災請求されるケースが増えており、労災認定に当たっては、より専門性の高い判断が求められています。労災補償業務は、迅速かつ公正な保険給付を行うことにより、労働者が健康で安心して働ける社会を支える、とてもやりがいのある仕事です。



- 「レントゲン写真の読影」（写真左）
骨折の部位及び程度を評価するため、レントゲン写真を観察します。
- 「可動域測定器具」（写真右）
後遺障害の程度を評価するため、関節の可動域を測定します。

(3) 職員の声と、業務の詳細 ～労働基準セクション～

⑩ 労働保険徴収業務



東京労働局 労働保険徴収部
適用・事務組合課 適用1係長

岡 慎祐

平成6年 入省

平成24年 亀戸労働基準監督署労災課

平成27年 向島労働基準監督署労災課

平成29年 現職

現在の業務内容について

現在の私が勤務する労働保険徴収部では、労働保険の新規成立や保険料の申告・納付、未手続事業に対する加入促進の業務等を行っています。

労働保険は毎年6月1日から7月10日までの期間に、年度更新という前年度の保険料を精算するための確定申告と、新年度の保険料を申告するための概算申告の手続きが必要となります。

当局の労働保険年度更新対象事業場数は約25万事業場となっており、労働保険料の収納額は全国の3割を占めています。

また、労働保険の対象事業場や電子申請による申請件数が年々増加する中、業務を円滑に推進するために、年度更新業務の統括として徹底した作業分担や業務の集中化等を行うとともに、一部業務を外委託化する等、様々な施策を講じています。

都道府県労働局を選んだ理由

私は民間企業数社での勤務経験があり、その中には長時間労働や残業代未払い等、労働条件の悪い会社もありました。当時は業務中に怪我をしたこともあったのですが、私が労働保険の制度を良く理解していなかったこともあり、自ら治療費等を負担したことがありました。

また、会社からも労災保険で治療費等の請求が可能だったことを知らされず、後日、周囲から労災保険を使う必要があったことも知りました。

その頃より公務や労働行政について強い興味を持ち、社会の役に立てばという思いで入省することとなりました。



受験者へのメッセージ

私は、現在3児の父親ですが、多くの職場の皆様のご理解とご協力もあって、2度の育児休業（それぞれ約2か月間）を取得させていただきました。子育てが出来る期間は限られていますので、男性も育児休業の取得を前向きに考える時代だと思えます。

また、労働局は有給休暇取得の推進や家庭と仕事の両立のための各種支援制度など、ワーク・ライフ・バランスにも理解のある働きやすい職場です。今、改めて労働の在り方が世間から注目されている時代で、労働局は誰かのために役立っているという実感を持てる職場ですので、労働行政の一員として力を発揮してみませんか。全国の仲間が皆さんをお待ちしていますので、ぜひ一緒に働きましょう。

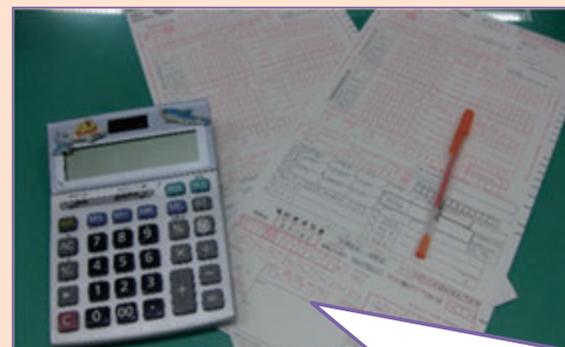
労働保険徴収業務の詳細

労働保険とは、業務上の負傷や病気に際して給付を受けるための労災保険と、失業した際に失業給付を受けるための雇用保険の総称です。

労働保険は、原則、労働者を1人でも雇用する会社が必ず加入しなければならない強制保険であり、保険者たる国が労災保険と雇用保険の給付を適切に行うことができるよう、会社から保険料を徴収しています。

労働局が行う労働保険適用徴収業務は、労働保険の加入手続や、保険料の申告受付及び徴収の業務を主に行っていますが、他にも、労働保険に加入していない会社を把握し、加入の指導を行う「適用促進」の取組や、保険料が適正に申告納付されているか会社に立入検査を行ったり、保険料を滞納している会社に対し、納付に関する指導を行う「適正徴収」の取組を行っており、場合によっては、労働保険に加入しない会社に対して、職務権限により強制的に加入させたり、保険料を滞納する会社の財産を差押えたりすることもあります。

労働保険は、働く皆さんのいざという時のセーフティネットであり、労働保険制度の健全な運営と、費用の公平負担の確保のため、そして何よりも「自分は労働者の味方である」という自信と自覚をもって、労働保険徴収法のほか様々な法令等に精通して活躍することが期待されます。



事業主から提出された「労働保険料申告書」です。

雇用している労働者の賃金総額に保険料率を乗じることにより、保険料額を算出し、徴収します。

徴収された保険料を元に、労働災害に遭われた方への労災保険給付を、失業されてお仕事を探されている方への失業給付に充てられます。

よくある質問（Q & A）

Q1 労働行政に関する専門的な知識は必要ですか？

採用時に特別な知識は必要ありません。
しかし、労働行政は国民生活に密着し、国民からの関心も高く、新聞などに話題が取り上げられない日はないと言ってもいいほどですから、労働行政を志望する皆さんにも、幅広く関心を持ってほしいと思います。

Q2 入省後の研修制度について教えてください。

採用後速やかに、公務員として必要な基礎的知識・労働行政職員としての心構え・行政の課題などを知るための研修、資質の向上を図るための研修を実施しています。
その後、行政経歴（係員・係長・専門官・課長・幹部など）の節目の時期や、特定の職務または役職に就任した段階での研修や、OJTにより効果的な職務能力の向上を図るための各種研修も実施しています。

Q3 給与等について教えてください。

初任給は一般職試験（大卒程度）採用の場合179,200円、一般職試験（高卒程度）採用の場合147,100円が基本ですが、採用前の経歴に応じて加算されることがあります。また、期末手当・勤勉手当（ボーナス）が6月と12月に支給されます。
大都市圏に勤務する職員には、その地域に応じて給与（俸給）の3%~20%の地域手当が加算されます（例:東京都特別区20%が加算された場合の初任給 215,040円）。
また、通勤手当（最高限度額1ヵ月当たり55,000円）、住居手当（最高限度額1ヵ月当たり27,000円）、扶養手当などの各種手当が支給要件に応じて支給されます。また、特定の業務に就いた場合に支給される手当もあります。

Q4 人事異動はありますか？ また、その際は転居を伴いますか？

入省後は、定着を希望する都道府県内で、2~3年の間隔で人事異動があり、労働局・ハローワークまたは労働局・労働基準監督署を異動しながら多くの業務を経験していただけます。
また、採用ブロック内（次ページ参照）で都道府県をまたぐ労働局間の異動は、原則として、採用後5年目から2年程度経験していただく予定です。この際、異動先によっては転居が必要となる場合があります。ただし、出産・育児等の理由により異動出来ない場合は、時期を変更するなどの配慮を行います。

Q5 宿舍へは入居できますか？

独身者用宿舍または世帯用宿舍に入居することができます。
戸数に限りがあるため、民間アパートなどの使用をお願いする場合があります（アパートなどを使用する場合は住居手当を支給します）。

Q6 仕事と子育てを両立するための支援制度について教えてください。

出産に際し産前6週間、産後8週間の特別休暇を取得することができます。また、育児休業は子供が3歳になるまで取得できます。その他にも保育園への送迎などの目的として、勤務時間帯を選択できる早出・遅出勤務や、1日2時間の範囲内で育児のための時間を取得できる制度もあります。

Q7 福利厚生について教えてください。

厚生労働省共済組合制度により、人間ドックや検診などへの医療費補助、メンタルヘルスカウンセリング、24時間電話健康相談サービス、団体積立年金、団体生命保険、住宅資金等の貸付などの各種福利厚生制度が用意されています。

Q8 採用実績について教えてください。

過去3年間の一般職（大卒程度）試験合格者の採用状況は以下のとおりです（47都道府県労働局の合計、4月1日付採用実績）。

過去3年間の採用実績			
	平成28年4月	平成29年4月	平成30年4月
一般職（大卒程度）	355人	447人	485人
うち女性数 〈割合〉	134人 〈37.8%〉	187人 〈41.8%〉	195人 〈40.2%〉

採用に関する問い合わせ先

▶ 採用手続などに関する問い合わせ先 (担当：総務部総務課人事係)は次のとおりです。

ブロック	労働局	郵便番号	所在地	電話番号
北海道	北海道	060-8566	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎 9F	011-709-2311(代)
東北	青森	030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017-734-4111
	岩手	020-8522	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎5F	019-604-3001
	宮城	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	022-299-8833(代)
	秋田	010-0951	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎4F	018-862-6681
	山形	990-8567	山形市香澄町3-2-1 山交ビル3F	023-624-8221
	福島	960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎5F	024-536-4617
	北関東	茨城	310-8511	水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎
栃木		320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎	028-634-9110
群馬		371-8567	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎9F	027-896-4732
埼玉		330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16F	048-600-6200
長野		380-8572	長野市中御所1-22-1	026-223-0550
南関東	千葉	260-8612	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎	043-221-4311
	東京	102-8305	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14F	03-3512-1600
	神奈川	231-8434	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎8F	045-211-7350
	山梨	400-8577	甲府市丸の内1-1-11	055-225-2850
北陸	新潟	950-8625	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	025-288-3500
	富山	930-8509	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎5F	076-432-2727
	石川	920-0024	金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076-265-4420
	福井	910-8559	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	0776-22-2655
東海	岐阜	500-8723	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎3F	058-245-8101
	静岡	420-8639	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎3F	054-254-6317
	愛知	460-8507	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052-972-0264
	三重	514-8524	津市島崎町327-2 津第2地方合同庁舎	059-226-2105

ブロック	労働局	郵便番号	所在地	電話番号
関西	滋賀	520-0806	大津市打出浜14-15	077-522-6647
	京都	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075-241-3211
	大阪	540-8527	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館8F	06-6949-6482
	兵庫	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー14F	078-367-9000
	奈良	630-8570	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎	0742-32-0201
	和歌山	640-8581	和歌山市黒田2-3-3 和歌山労働総合庁舎	073-488-1100
	中国	鳥取	680-8522	鳥取市富安2-89-9
島根		690-0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5F	0852-20-7005
岡山		700-8611	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	086-225-2011
広島		730-8538	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5F	082-221-9241
山口		753-8510	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	083-995-0360
四国	徳島	770-0851	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	088-652-9141
	香川	760-0019	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎3F	087-811-8915
	愛媛	790-8538	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎6F	089-935-5200
	高知	780-8548	高知市南金田1-39	088-885-6021
九州	福岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館5F	092-411-4741
	佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎4F	0952-32-7155
	長崎	850-0033	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル3F	095-801-0020
	熊本	860-8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9F	096-211-1701
	大分	870-0037	大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル3F	097-536-3211
	宮崎	880-0805	宮崎市橘通東3-1-22 宮崎合同庁舎	0985-38-8820
	鹿児島	892-8535	鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎2F	099-223-8275
	沖縄	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎(1号館)4F	098-868-4003